

の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項に」を「第九条第一項に」に改める。

第十二条第二項中「提出により」の下に「、又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条第三項中「提出により」の下に「、又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項に」を「第九条第一項に」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「提出により」の下に「、又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改める。

第十二条の二第一項及び第二項中「、又は」の下に「第九条の二第一項、」を加える。

第十五条第四項中「（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」を削り、「同条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 固有事業者又は受託事業者に係る第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高（同条第三項の規定の適用がある場合には同項に規定する合計額）、第十一条第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高については、

第九条の二第二項若しくは第三項、第十一条第四項又は第三十条第六項の規定にかかわらず、それぞれこれらの金額に相当するものとして第四項又は第五項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

第三十条第二項中「規定する課税期間における」の下に「課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における」を加え、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「課税貨物をい」の下に「第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい」を加え、「（第二十八条第一項に規定する対

価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。」を削る。

第五十四条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「更正」を削り、「をいう。以下この章において同じ。」を「（当該消費税についての更正の請求（同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。以下この章において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）」に、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第二項中「更正に係る確定申告書等が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める期限又は日の翌日」を「更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正（同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この章において同じ。）である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）」に改め、同項各号を削る。

第五十五条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定」及び「をいう。以下この章において同じ。」を削り、同条第二項中「につき更正」の下に「（当該消費税についての処分等（更

正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。)を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第四項中「なつた日」を「なつた日。第二号口において「充当日」という。)」に、「については、」を「の区分に応じ」に改め、同項第一号中「提出期限」の下に「(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日)」を加え、「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号中「(その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。)」を削り、「経過する日」の下に「とし、当該提出期限又は当該課税期間の末日の翌日から二月を経過する日後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日とする。」を加え、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める日」を「次に掲げる日のうちいずれか早い日」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

□ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第五十六条第一項中「又は更正若しくは決定」の下に「（同法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更

正の請求（以下この条において「更正の請求」という。）を「更正の請求」に改め、「第二十三条第三項」の下に「（更正の請求）」を加え、同項第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」に改め、同項第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に、「第四十五条第一項第五号又は第七号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第二項中「「更正等」」を「「更正決定等」」に、「その更正等」を「その更正決定等」に改め、同項第一号中「更正等」を「更正決定等」に、「の確定申告書等に記載した」を「で決定を受けた課税期間に係る」に改め、同項第二号中「更正等」を「更正決定等」に、「の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号」を「で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号」に改める。

第五十七条第一項第一号中「場合（」の下に「第九条の二第一項、」を加える。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 削除

第六十三条を削り、第六十三条の二を第六十三条とする。

第六十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の罪の未遂（第五十二条第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書を提出した者に係るものに限る。）は、罰する。

第六十四条に次の二項を加える。

4 第一項第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等に対する消費税に相当する金額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第四号及び第五号を削る。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項」の下に、「第二項又は第四項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(酒税法の一部改正)

第七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の七」に、「第五十三条の二」を「第五十三条」に改める。

第三十条第五項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第九項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十条の四第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五章中第三十条の六の次に次の一条を加える。

(採取した見本に関する適用除外)

第三十条の七 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第二項

(当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、第六条及



び第三十条の二から第三十条の五までの規定は、適用しない。

第三十四条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、同条第三項中「第十四条」の下に「(担保を徴した国税の優先)」を加える。

第三十六条の見出しを「(酒類の差押え)」に改め、同条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「差押」を「差押え」に改める。

第五十三条を削り、第五十三条の二を第五十三条とする。

第五十五条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税相当額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該相当額の三倍以下とすることができる。

第五十六条第一項第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改

め、同項第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改める。

第五十七条中「第五十五条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第五十八条第一項第四号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同項第九号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同項第十号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同項第十二号中「届出を怠り」を「届出をせず」に改め、同項第十三号を削る。

第五十九条第二項中「第五十五条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(たばこ税法の一部改正)

第八条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条―第三十条」を「第二十七条―第二十九条」に改める。

第十五条第四項及び第十六条第七項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第四章中第二十二条の次に次の一条を加える。

(採取した見本に関する適用除外)

第二十二條の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の五第一号ハ(当該職員のためはこ税等に関する調査に係る質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、

第四條及び第十七條から第二十條までの規定は、適用しない。

第二十七條を削る。

第二十八條に次の二項を加え、第六章中同條を第二十七條とする。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十七條第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができ  
る。

第二十九條第一号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同條第二号中「の

提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第四号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同条第五号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第六号を削り、同条を第二十八条とする。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第二十九条とする。

(揮発油税法の一部改正)

第九条 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に、「第二十六条の二」を「第二十六条」に改める。  
第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

(採取した見本に関する適用除外)

第十三条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の五第二号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第三条及び第十条から第十二条の二までの規定は、適用しない。

第十七条の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第一項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に、「一に」を「いずれかに」に、「もどし入れの日」を「戻入れの日」に改め、「以下」を削り、「行なわれている」を「行われている」に改め、同項第二号中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第四項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第五項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第六項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第八項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

第二十七条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条第一号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第二号及び第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第五号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同条第六号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第七号を削る。

第二十九条第二項中「第二十七条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(地方揮発油税法の一部改正)

第十条 地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第十一条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十二条第二項中「国税通則法第五十六条第一項」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及

び義務に関する法律第五十六条第一項」に、「国税通則法の」を「同法の」に改める。

第十三条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十四条中「国税通則法第五十六条第一項」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項」に、「国税通則法の」を「同法の」に改める。

第十四条の二を次のように改める。

(採取した見本に関する適用除外)

第十四条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号

ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第七条の規定は、適用しない。

第十五条に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならぬ地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第十六条を削る。

第十七条第一項中「前二条」を「前条」に、「当該各条」を「同条」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「前条第一項」に、「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第十六条とする。

(石油ガス税法の一部改正)

第十一条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条―第三十条」を「第二十七条―第二十九条」に改める。

第四条第一項中「充てんする者」を「充填する者」に、「充てん者」を「充填者」に、「充てん場」を



「充填場」に改める。

第十五条第一項から第三項までの規定中「充てん者」を「充填者」に、「充てん場」を「充填場」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第五項中「充てん者」を「充填者」に、「充てん場」を「充填場」に、「充てんを」を「充填を」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第六項中「充てん者」を「充填者」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第七項中「充てんして」を「充填して」に、「充てん場」を「充填場」に改め、同条第八項中「充てん場」を「充填場」に、「充てん業」を「充填業」に、「充てんする」を「充填する」に改め、同条第九項ただし書中「すべて」を「全て」に、「充てん場」を「充填場」に、「充てん業」を「充填業」に改め、同条第十項中「充てん場」を「充填場」に、「充てん業」を「充填業」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第十一項中「充てん場」を「充填場」に、「充てん業」を「充填業」に改め、同条第十二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十八条第一項中「充てん者」を「充填者」に改め、同条第二項中「充てん場」を「充填場」に、「翌

翌月」を「翌々月」に改め、同条第三項中「充てん者」を「充填者」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第四章中第二十条の次に次の一条を加える。

(採取した見本に関する適用除外)

第二十条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第三号

ハ(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文(第十三条第七項において準用する場合を含む。)及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

第二十六条を削る。

第二十七条(見出しを含む。)中「充てん場」を「充填場」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条に次の二項を加え、第六章中同条を第二十七条とする。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する。

4 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油ガス税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条第一号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第三号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第四号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第五号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同条第六号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第七号を削り、同条を第二十八条とする。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第二十九条とする。

(石油石炭税法の一部改正)

第十二条 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十三条」を「第二十二條」に、「第二十四条―第二

十六条」を「第二十三条―第二十五条」に改める。

第十二条第八項並びに第十五条第四項第三号及び第四号中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第四章中第十八条の次に次の一条を加える。

(採取した見本に関する適用除外)

第十八条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号ハ(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十三条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二十三条を削る。

第二十四条に次の二項を加え、第六章中同条を第二十三条とする。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油石炭税に相当する金額の三倍以下とすることができ  
る。

第二十五条第一号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第三号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第四号中「申告を怠り」を「申告をせず」に改め、同条第五号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第六号を削り、同条を第二十四条とする。

第二十六条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第二十五条とする。

#### (航空機燃料税法の一部改正)

第十三条 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条」に、「第二十条―第二十二條」を「第十九条―第二十一條」に改める。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第三項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十九条を削る。

第二十条に次の二項を加え、第六章中同条を第十九条とする。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより航空機燃料税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る航空機燃料に対する航空機燃料税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該航空機燃料税に相当する金額以下とすることができる。

第二十一条第一号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第二号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第三号を削り、同条を第二十条とする。

第二十二条第二項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

(電源開発促進税法の一部改正)

第十四条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条」に、「第十三条―第十五条」を「第十二条―第十四条」に改める。

第十二条を削る。

第十三条に次の二項を加え、第五章中同条を第十二条とする。

3 第一項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができ  
る。

第十四条第一号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第二号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第三号を削り、同条を第十三条とする。

第十五条第二項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

(自動車重量税法の一部改正)

第十五条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十六条第一項中「一年」を「五年」に改め、同項第二号及び同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条―第二十五条」を「第二十一条―第二十四条」に改める。

第十四条第一項ただし書及び第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。



第二十条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、同条第六項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第二十一条を削り、第五章中第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同条第四号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条第五号を削り、同条を第二十二条とする。

第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

(国税通則法の一部改正)

第十七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律

目次中「第七章の二 行政手続法との関係(第七十四条の二)」を「第七章の二 国税の調査(第七十

第七章の三 行政手続法との関係